

現行の電子公証制度について

私署証書・定款の認証とは

私文書や会社設立時に作成する定款の作成名義の真正等を証明するもの

確定日付の付与とは

私文書の確定日付を付与し、その日付における文書の存在を証明するもの(債権譲渡の対抗要件等に活用)

H12.4 「公証制度に基礎を置く電子公証制度」創設(平成14年1月から運用開始)

私署証書・定款の認証, 確定日付の付与が対象

H16.3 民間認証機関の発行する電子証明書の利用を可能に

H19.4 公的個人認証サービスにおける電子証明書の利用を可能に

電子公証制度で利用可能な電子証明書の範囲を漸次拡大

H31.3 私署証書・定款認証について
テレビ電話等による認証制度の導入

公証役場に赴かなくとも認証を得ることが可能に
(認証された電子定款はオンラインでDL可能)

R2.5 私署証書・定款認証のテレビ電話等による認証制度の対象事件の範囲拡大

必要な添付書類が郵送等されている場合もテレビ電話等による認証が可能に

R3.2 定款認証及び法人設立登記のオンライン同時申請を実現

マイナポータルを活用した法人設立オンライン・ワンストップ

今後の主な検討課題

現行電子公証制度の更なる活用

利用率向上のための広報の充実

- | HP等における広報の充実
- | 有力なユーザである土業者に対する積極的な広報
- | 法務局とも共同した説明会での広報活動

現行システムのユーザビリティの改善

- | ユーザインタフェース等の機能向上に関するユーザニーズの把握
 - ・ 委任状等の添付情報の送信方法改善
 - ・ テレビ電話システムの利便性向上.....etc
- | 現状の把握とその分析
- | 分析結果を踏まえた機能改修の検討

公正証書の現状

公正証書とは

法律行為その他私権に関する事実について公証人が作成する証書(金銭貸借, 売買, 賃貸借等)。一定の要件を満たす公正証書は, 執行力(強制執行をすることができる効力)を有する。

現行の電子公証制度の創設時に, 公正証書についても電子化の議論あり

しかしながら,

- ・ 電子的方法による当事者の意思確認が容易でない
 - ・ 民事執行手続も電子化されなければ電子化の意義に乏しい
- 等の理由により電子化が見送られた経緯あり

現状, 電子化・オンライン化の対象外



情報技術の進展, 社会における普及状況等を踏まえ, 電子化・オンライン化についても検討する必要

参考 1 : 定款認証件数 (R1年) 約 9 万 6 千件
うち, 電子定款認証件数 約 8 万 3 千件

参考 2 : テレビ電話等による認証件数
H31.4 ~ R2.4 30 件
R2.5 ~ R3.1 2997 件

公正証書電子化に向けた課題

- | 民事裁判手続との連続性の確保
- | 面前手続の電子化の在り方(本人意思の十分な確認)
- | 執行力を有する「正本」概念の整理
紙の公正証書では原則 1 通のみ交付
- | 長期間の保存が前提となる公正証書の電磁的記録について, 安全・確実な保存形式の検討
- | どのような類型の公正証書について電子化のニーズがあるかの把握, これに適した制度設計・システム設計(ユーザインターフェース等)の検討
- | 電子で作成された公正証書の紙媒体での交付等の是非
... ..etc